

## 安芸市浄化槽事務取扱要領

### 第1（目的）

この要領は、安芸市浄化槽指導要綱第6条の規定により、浄化槽に関する申請及び届出等の手続について必要な事項を定めるものとする。

### 第2（設置手続）

浄化槽を設置しようとする者は、あらかじめ次に掲げる事務手続を行わなければならない。

#### （1）建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく設置の場合

建築基準法第6条第1項（同法第87条において準用する場合を含む。）の規定により建築確認済証の交付を受けなければならない建築物（同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は同法第18条第2項の規定による計画通知を必要とする建築物を含む。）に浄化槽を設置しようとする場合は、次に掲げる書類を社団法人高知県環境管理センター（以下「環境管理センター」という。）を経由した後、建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

- |  |    |
|--|----|
| ア 浄化槽設置に関する概要書（別記第1号様式。浄化槽カード付き1部を含む。）   | 3部 |
| イ 誓約書（別記第3号様式）   | 2部 |
| ウ 浄化槽法第7条検査申込書（安芸市浄化槽設置・管理・検査要領で定める様式で3部複写式のもの）                                      | 1部 |
| エ 浄化槽の構造図（国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあつては認定証の写しを、昭和55年建設省告示第1292号に基づく浄化槽にあつては処理工程図及び仕様書を添えたもの） | 2部 |
| オ 建築物の概要図  | 2部 |
| カ 事前協議確認書の写し<br>（放流水を地下浸透処理する場合）   | 2部 |

#### （2）浄化槽法に基づく設置の場合

（1）以外により浄化槽を設置する場合は、浄化槽法第5条第1項の規定により、次に掲げる書類を環境管理センターを経由した後、市長及び特定行政庁へ届出するものとする。

- |  |    |
|--|----|
| ア 浄化槽設置届出書（別記第2号様式。浄化槽カード付き1部を含む。）   | 4部 |
| イ 誓約書（別記第3号様式）   | 2部 |
| ウ 浄化槽法第7条検査申込書（安芸市浄化槽設置・管理・検査要領で定める様式で、3部複写式のもの）                                     | 1部 |
| エ 浄化槽の構造図（国土交通大臣の認定を受けた浄化槽にあつては認定証の写しを、昭和55年建設省告示第1292号に基づく浄化槽にあつては処理工程図及び仕様書を添えたもの） | 3部 |
| オ 建築物の概要図  | 3部 |
| カ 事前協議確認書の写し<br>（放流水を地下浸透処理する場合）   | 3部 |

#### （3）市町村への届出

浄化槽を設置しようとする者は、1又は2に掲げる書類のうち、別記第1号様式又は第2号様式の副本1部を環境管理センターを経由して、当該浄化槽の設置場所を管轄する市長に提出するものとする。

#### （4）完了報告書の提出

1又は2による事務手続をした者のうち、放流水を地下浸透処理する場合は、浄化槽工事が完了した後、7日以内に完了報告書（別記第15号様式）を市長に提出するものとする。

### 第3（変更届等）

浄化槽の構造又は規模及び届出事項を変更しようとする者は、あらかじめ次の事務手続を行わなければならない。

#### （1） 建築基準法に基づく場合

建築確認済証の交付を受けたのち、建築物の竣工までに汲取り便所を浄化槽に変更しようとする者は、第2の（1）による設置の手続を行わなければならない。また、第2の（1）の手続を行った浄化槽の構造又は規模を建築物の竣工までに変更しようとする者は、浄化槽変更に関する概要書（別記第4号様式）に第2の（1）のウ、エ及びオに規定する書類を添付し、環境管理センターを経由した後、建築主事又は指定確認検査機関へ3部提出しなければならない。

#### （2） 浄化槽法に基づく場合

既設の浄化槽又は浄化槽法第5条の規定に基づく設置届をした浄化槽の構造又は規模を変更しようとする者は、浄化槽変更届出書（別記第5号様式）に第2の（2）のウ、エ及びオに規定する書類を添付し、環境管理センターを経由した後、市長及び特定行政庁へ提出しなければならない。

#### （3） （1）及び（2）以外の軽微な変更の場合

第2による設置手続をした者で、（1）及び（2）以外の変更が生じたときは、市長に浄化槽届出事項変更届（別記第14号様式）を提出しなければならない。

#### （4） 市町村への届出

浄化槽の構造又は規模を変更しようとする者は、（1）又は（2）に掲げる書類のうち、別記第4号様式又は第5号様式の副本1部を環境管理センターを経由して、当該浄化槽の設置場所を管轄する市長に提出するものとする。

### 第4（設置届出等の受理）

（1） 建築主事、指定確認検査機関及び安芸市長は、設置届出等があった場合には、その記載内容を審査し、必要に応じて現場を確認することとする。

（2） 浄化槽を設置し、又は構造若しくは規模の変更をしようとする者は、建築基準法に係る確認申請に伴う場合については、確認済証の交付を受けた後、また浄化槽法に係る場合には、届出が市長に受理されて21日（国土交通大臣認定浄化槽にあつては10日）経過した後でなければ工事に着手してはならない。

### 第5（使用開始報告等）

（1） 浄化槽管理者は、次の表の左欄に該当することとなった場合には、右欄に定める様式により、いずれも30日以内に環境管理センターを経由して市長に報告又は届出しなければならない。

項 目	様 式
浄化槽を使用開始した時 （環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令 第17号。以下「省令」という。）第8条の2第1項）	浄化槽使用開始報告書 （別記第6号様式）
技術管理者を変更した時 （省令第8条の2第2項）	浄化槽技術管理者変更報告書 （別記第7号様式）

浄化槽管理者が変更となった時 (新たに浄化槽管理者となった者が報告すること。) (省令第8条の2第3項)	浄化槽管理者変更報告書 (別記第8号様式)
浄化槽の使用を廃止した時 (法第11条の2)	浄化槽使用廃止届出書 (省令様式第一号)
浄化槽の使用を休止した時	浄化槽使用休止届出書 (別記第9号様式)
浄化槽の使用を再開した時	浄化槽使用再開届出書 (別記第10号様式)

- (2) 浄化槽管理者は(1)による浄化槽使用開始報告と同時に、財団法人高知県環境検査センター(以下「検査センター」という。)が定めた検査依頼書を検査センターに提出することにより、浄化槽法第7条の規定による設置後等の水質検査を使用開始後3月を経過した日から5月間に受けなければならない。

#### 第6 (各業者による報告)

浄化槽各関係業者は、毎年6月末までに前年度分の実績を次の表に従って報告しなければならない。

関係業者	報告先	報告内容と変更
浄化槽工事業者	市長(環境課長)	浄化槽工事実施報告書 (別記第11号様式)
浄化槽保守点検業者	市長(環境課長)	浄化槽保守点検受託報告書 (別記第12号様式)
浄化槽清掃業者	市長(環境課長)	浄化槽清掃受託報告書 (別記第13号様式)又は許可主体の定める様式

#### 第7 (浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査の結果報告)

検査センターは、浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査の結果について毎月市長に報告しなければならない。

#### 第8 (その他浄化槽補助関係)

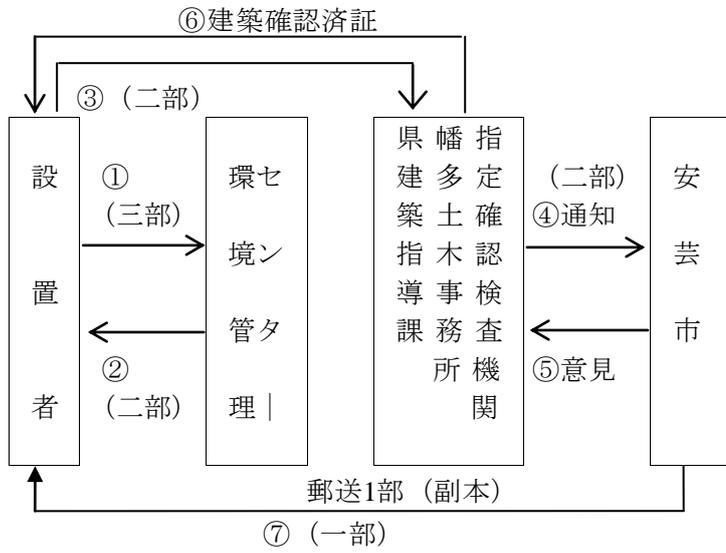
- (1) 浄化槽に係る補助金の交付を市長に申請するため、補助申請者から市長に浄化槽設置届書の写しの交付請求があったときは、市長は受付印を押した当該届出書の表面を複写し、交付するものとする。
- (2) 市長は、前項の届出書の写し等を添付して浄化槽に係る補助金の交付申請がなされたときは、届出書受付年月日から、10日(認定外浄化槽にあっては21日)を経過した後でなければ、当該補助金交付の決定をしてはならない。ただし、建築主事又は指定確認検査機関の確認済証の写しが添付されたときにあつては、この限りでない。
- (3) 補助対象浄化槽について、浄化槽法第5条第2項に基づく勧告、その他の行政指導等を市長が行った場合又は同条第3項に基づく命令その他行政指導等を特定行政庁が行った場合は、速やかに市長に通知するものとする。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日改正）

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(参考) 浄化槽設置等に関する手続経路図

1 建築基準法による設置等の場合



2 浄化槽法による設置等の場合

